

高知大学の私学研修員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員、
公立大学研修員及び教職員支援機構研修員受入規則

平成16年4月1日
規則第68号

最終改正 平成29年3月17日規則第92号

(趣旨)

第1条 私立学校、専修学校、公立高等専門学校又は公立大学の教職員を私学研修員、
専門学校研修員、公立高等専門学校研修員、公立大学研修員又は教職員支援機構研修
員（以下「研修員」という。）として本学に受け入れる場合の取扱いについては、別に
定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(承認)

第2条 私学研修員の受入れは、私学研修福祉会の申出に基づき、専修学校研修員の受入
れは、専修学校教育振興会の申出に基づき、公立高等専門学校研修員の受入れは、公立
高等専門学校研修員を派遣しようとする学校長の申出に基づき、公立大学研修員の受入
れは、公立大学研修員を派遣しようとする大学長の申出に基づき、教職員支援機構研修
員の受入れは、独立行政法人教職員支援機構理事長の申出に基づき、当該学部教授会の
議を経て、学長がこれを承認する。

2 前項の申出は、派遣しようとする研修員について次の事項を記載した受入依頼書に、
履歴書を添えてしなければならない。

- (1) 職氏名
- (2) 研究題目
- (3) 実験又は非実験の別
- (4) 希望する指導教員名
- (5) 研究期間

(研究期間)

第3条 研修員の研究期間は、1年とし、その期間は4月1日から翌年3月31日までとす
る。ただし、特別の事情がある場合には、その期間内において研究期間を6か月又は3
か月に短縮することができる。

(研究料)

第4条 研修員の研究料の額は、研究予定期間に応じて、3か月ごとに3か月分に相当す

る額を当該期間における当初の月に徴収する。

2 研究料の額は、別に定める。

3 既納の研究料は、還付しない。

(特別の費用の負担)

第5条 研修員の研究のため特別の費用を要する場合には、その費用については研修員の負担とする。

(備付け品の利用)

第6条 研修員は、許可を得て本学に備付けの図書、機械、器具等を利用することができる。

(単位)

第7条 研修員には、単位を与えない。

(研究の中止)

第8条 病気のため又は不都合な行為があつて研究を継続することが不相当と認められる者に対しては、学長は、研究の中止を命ずることがある。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月17日規則第92号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。